

滋会計第191号
平成24年(2012年)3月30日

各部(局)課長
各地方機関の長
議会事務局長
教育委員会事務局各課長
各県立学校長
各行政委員会(委員)事務局長
警察本部会計課長
各警察署長
企業庁長
病院事業庁長

様

会計管理局長

補助金および委託料等の履行確認の徹底について

補助金および委託料等(以下「補助金等」という。)の履行の確認については、予算の適正な執行を確保するため、「補助金等に係る予算の適正化に関する法律」および「滋賀県補助金等交付規則」等の関係法令に基づき、各所属において実施されています。

しかしながら、平成22年度包括外部監査において、補助金および委託料の執行に関して、実績報告書の妥当性の検証が不十分であることや、補助対象外経費を補助対象経費としている事例があることなどが指摘されたところです。その結果、履行確認は書面審査のみとせず現地調査を積極的に活用すべきであることや、事業の性質に応じた適切な履行確認の方法を整備すべきであること、また、扶助費として支出する事業であっても、十分な履行確認を行うべき等の意見が出されました。

適切で的確な履行の確認については、公金の適正な支出の確保とともに、予算執行におけるP D C Aサイクルの実践に欠かせないものであります。特に、多種多様な事業が実施される補助金や委託料の執行においては、法令に定めるもののほか、当該事業の目的や性質に応じて、個々具体に適かつて的確な履行確認を行う必要があります。

ついては、補助金、委託料および扶助費を支出する場合には、下記に基づき適切に対応されるよう通知します。

記

1. 補助金

滋賀県補助金等交付規則で定める「補助金の交付申請」「交付決定」「状況報告および調査」ならびに「実績報告」に関して、確実かつ的確に処理していくことが重

要であり、次のとおり、より適切な事務処理に努められたい。

(1) 交付申請時における的確な審査の実施

適切な履行確認を確保するためには、交付申請書に記載された事項について、的確に審査する必要がある。補助金の申請時においては、補助事業が「法令・補助要綱および予算で定めるところに違反していないか」、「補助事業の目的および内容について、妥当性があり、かつ能率的か」、「金額に違算はないか」および「補助事業者に事業遂行能力があるか」等について確実に審査されるとともに、必要に応じて現地調査を行い、的確な審査に努められたい。

(2) 交付決定時における留意事項

履行の確保は、補助事業者が補助目的や補助条件等をしっかりと掌握することで達成できる。このことから、交付決定時に補助条件を明確に示すことはもとより、補助条件に関わる事項を補助要綱等で定めている場合には、交付決定通知書に当該事項を引用し、補助事業者に県の意思を明確に示されたい。また、運営費補助において旅費や食糧費等の経費を補助対象とし、その支出が県予算の支弁基準等に準じるものについては、当該支弁基準を事前に示すとともに、必要により支弁基準に関する指導を行われたい。

(3) 状況報告および調査の実施

滋賀県補助金等交付規則第10条で、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況の報告を求め、または調査することができると規定されており、履行状況を隨時確認に努められたい。

なお、所管の補助要綱等で「状況報告および調査」に関する規定が未整備の場合は、内容を検討の上、要綱改正等の手続きを進められたい。

(4) 実績報告書による履行の確認

補助事業が完了したとき、事業の休止を承認したとき、または会計年度が終了したときは、補助事業の成果を記載した補助事業等実績報告書が提出されることになる。この実績報告書には、各所属で制定された補助要綱等をもとに、補助事業に係る決算書など関係書類の添付が求められている。

この実績報告書の取り扱いでは、補助対象とした事業の完了状況等の成果を確認することが重要であるとともに、(2)の「交付決定時における留意事項」で示す補助条件等についても、その履行状況を確認することが大切である。

各所属においては、所管の補助要綱について、履行状況がより適切かつ的確に把握できるかどうかについて今一度検証され、事業の成果の確認とともに履行状況を、より適切かつ明解に確認するよう努められたい。

また、現地確認は施設等整備に対する補助に限らず、必要に応じて、ソフト事業についても実施されたい。

2. 委託料

県有施設の運営委託または県が支払う委託料の額の精算を条件とする委託料の執行にあたっては、履行状況を把握するため、適宜、委託事業の進捗状況の報告を求めるとともに、現地検査の実施および実績報告書等関係書類の提出を

求め、的確な履行確認を行われたい。

また、委託料の検査にあたっては、委託事業の内容および検査の難度を勘案のうえ、複数の検査員による検査も検討されたい。

3. 扶助費

扶助費は、生活保護法および身体障害者福祉法等の法律に基づき措置されるものが大半であり、当該扶助費を支出する根拠となる法令に基づき「報告の徵取等」の措置を的確にとられたい。また、扶助費についても、申請書類に記載された事項について的確な審査を行うとともに、履行確認にあたっては、当該扶助費の支出の根拠、支払の相手方、金額の妥当性等について十分確認し、必要に応じて現地調査を行うなど、当該扶助費の支出が適正かつ的確となるよう徹底されたい。

4. その他

- (1) 補助金および委託料について、個々具体的のチェックについては、別紙確認事項を参照のうえ、適切に行われたい。
- (2) 本取扱通知は、平成22年度包括外部監査の結果を受けて、全所属に発するものである。

会計管理局管理課

財務管理担当：柿原

077-528-4310

補助金の確認事項

(1) 交付申請書および添付書類

- ①交付申請書および添付書類は、補助金等交付規則第3条および交付要綱等に定めるところより提出されているか
- ②交付申請の時期は当該事業内容に照らし適正か

(2) 申請内容

- ①当該申請にかかる補助事業等の目的および内容が、補助対象として法令、予算、交付要綱等で定めるところに違反していないか
- ②補助事業の計画、経費配分の妥当性、能率性は適正であるか
- ③金額の算定に誤りはないか
- ④補助事業者は補助金等交付規則を遵守し補助事業を遂行できるか

(3) 交付決定額は適正かつ必要最小限度の額であるか

(4) 状況報告および調査の実施

- ①進捗状況の把握のため、必要に応じ状況報告を求めるほか調査を行ったか
- ②状況報告および調査において、補助事業が決定の内容や条件に従って遂行されていないときは、補助事業者に対し是正するよう指示を行ったか

(5) 履行の確認

- ①確認の方法
 - ・施設整備等は実地確認を行ったか
 - ・ソフト事業についても必要に応じ実地確認を行ったか
- ②確認の時期
 - ・補助事業完了後速やかに確認を行ったか
 - ・当該年度の予算を執行する場合は、当該年度内に事業が完了していることを確認したか
- ③確認事項
 - ・補助事業の対象となる事業が完了しているか
 - ・補助事業の収支計算は適正であるか
 - ・補助事業に該当しない支出が含まれていないか
 - ・補助事業の成果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しているか

※詳細については、「会計事務の手引き」第4章第19節「負担金、補助および交付金」を参照されたい。

委託料の確認事項

委託料の契約手続きについては「会計事務の手引き」第4章第13節「委託料」および第5章「契約事務」を参照されたい。なお、履行確認時の注意点は下記のとおりである。

(1) 検査体制等

- ・検査職員（契約担当者または検査命令を受けた者）による検査が行われたか
- ・検査時期は財務規則第244条1項に規定する範囲内で実施されたか
- ・当該年度の予算を執行する場合は、当該年度内に検査を行ったか
- ・成果物だけでは履行状況が確認できないものについては、必要に応じ実地確認を行ったか

(2) 正当債権者

- ・企業名等の変更・債権譲渡等はないか
- ・代表者等の変更はないか

(3) 履行内容

- ・契約書・仕様書記載どおりの履行がなされたか
- ・報告書に仕様に示された成果がわかるものが添付されているか
- ・変更契約は適切な時期および必要な経費で行ったか
- ・再委託等は適正な手続で行ったか
- ・単価契約をしている場合、発注対象・発注数量・契約単価の確認は行ったか

(4) 履行時期

- ・履行期限までに成果物の提出があったか
- ・前金払・概算払の支払時期・支払額は適切であったか
- ・契約日前の事業実施はなかったか

(5) 精算・経費（委託契約書により精算が必要なもの）

- ・精算における対象経費、精算単価および数量等は適正か
- ・収入があった場合の取り扱いは適切か
- ・残金が生じたものについて返納処理ができているか
- ・委託事業を一団体に複数発注している場合、当該委託にかかる経費が委託事業単位で明確に区分されているか